

## 議案第173号

さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例の制定について  
さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例を次のように定める。

平成24年11月28日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条 第3条）
- 第2章 横断面の構成（第4条 第14条）
- 第3章 線形及び視距等（第15条 第28条）
- 第4章 平面交差及び立体交差（第29条 第31条）
- 第5章 道路構造物及び附属施設（第32条 第38条）
- 第6章 特例措置及び専用道路（第39条 第43条）
- 第7章 道路標識（第44条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （趣旨）

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第30条第3項の規定に基づき、市が管理する県道又は市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準に関し、及び同法第45条第3項の規定に基づき、市が管理する県道又は市道に設ける道路標識の寸法に関し必要な事項を定めるものとする。

###### （用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語は、道路法に定めるもののほか、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

###### （道路の区分）

第3条 道路の区分は、令第3条で定める道路の区分の例による。

##### 第2章 横断面の構成

###### （車線等）

第4条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が規則で定める設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。次項において同じ。）の値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第2種の道路で対向車線を設けないもの並びに第3種第5級及び第4種第4級の道路を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第2種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、規則で定める1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める。

5 第3種第5級及び第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、規則で定める。  
（車線の分離等）

第5条 第1種、第2種又は第3種第1級の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第1種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める。

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

- 6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める。
- 7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第12条で定める建築限界を勘案して定めるものとする。
- 9 同方向の車線の数が1である第1種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

（副道）

第6条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第3種又は第4種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

- 2 副道の幅員は、規則で定める。

（路肩）

第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

- 2 路肩の幅員は、規則で定める。
- 3 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 4 第1種又は第2種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 5 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、規則で定める。
- 6 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 7 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合における当該路肩の幅員については、車道の左側又は右側に路肩を設ける場合の幅員の値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えて第2項の規定を適用するものとする。

（停車帯）

第8条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、規則で定める。

( 軌道敷 )

第 9 条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、規則で定める。

( 自転車道 )

第 10 条 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路 ( 前項に規定する道路を除く。 ) には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、規則で定める。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、令第 12 条で定める建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

( 自転車歩行者道 )

第 11 条 自動車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路 ( 自転車道を設ける道路を除く。 ) には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、規則で定める。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道 ( 以下「横断歩道橋等」という。 ) 又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に当該横断歩道橋等又は路上施設を設けるのに必要な値として規則で定めるものを加えて同項の規定を適用するものとする。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

( 歩道 )

第 12 条 第 4 種 ( 第 4 級を除く。 ) の道路 ( 自転車歩行者道を設ける道路を除く。 )

)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第3種又は第4種第4級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、規則で定める。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に当該横断歩道橋等又は路上施設を設けるのに必要な値として規則で定めるものを加えて同項の規定を適用するものとする。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹帯)

第14条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、規則で定める。

3 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

### 第3章 線形及び視距等

(設計速度)

第15条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、規則で定める。

2 副道の設計速度は、規則で定める。

( 車道の屈曲部 )

第 16 条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間 ( 車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。 ) 又は第 34 条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

( 曲線半径 )

第 17 条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分 ( 以下「車道の曲線部」という。 ) の中心線の曲線半径 ( 以下「曲線半径」という。 ) は、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める。

( 曲線部の片勾配 )

第 18 条 車道、中央帯 ( 分離帯を除く。 ) 及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、規則で定める片勾配を付するものとする。ただし、第 4 種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

( 曲線部の車線等の拡幅 )

第 19 条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線 ( 車線を有しない道路にあっては、車道 ) を適切に拡幅するものとする。ただし、第 2 種及び第 4 種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

( 緩和区間 )

第 20 条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第 4 種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める。

( 視距等 )

第 21 条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める。

2 車線の数 が 2 である道路 ( 対向車線を設けない道路を除く。 ) においては、必要

に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第22条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、規則で定める。

(登坂車線)

第23条 普通道路の縦断勾配が規則で定める値を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、規則で定める。

(縦断曲線)

第24条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、規則で定める。

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める。

(舗装)

第25条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装の基準は、規則で定める。

3 第4種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第26条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、規則で定める横断勾配を付するものとする。

2 歩道又は自転車道等には、規則で定める横断勾配を付するものとする。

3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができ

る。

(合成勾配)

第27条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。)は、当該道路の設計速度に応じ、規則で定める。

(排水施設)

第28条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠<sup>きょ</sup>、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

#### 第4章 平面交差及び立体交差

(平面交差又は接続)

第29条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で規則で定める数以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、規則で定めるところにより縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、規則で定める。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第30条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(次項において「連結路」という。)を設けるものとする。



4 連結路については、第4条から第7条まで、第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条並びに令第12条の規定は、適用しない。

(鉄道等との平面交差)

第31条 道路が鉄道又は軌道法(大正10年法律第76号)による新設軌道と同一平面で交差する場合には、その交差する道路は、規則で定める構造とするものとする。

第5章 道路構造物及び附属施設

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、規則で定めるところにより、待避所を設けるものとする。

(交通安全施設)

第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合には、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第34条 第4種第4級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第3種第5級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合には、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部<sup>ま</sup>を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第35条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第36条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合には、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(トンネル)

第37条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合におい

ては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

- 2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。
- 3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第38条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準じる構造とするものとする。

#### 第6章 特例措置及び専用道路

(附帯工事等の特例)

第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第4条から前条までの規定(第7条、第15条、第16条、第26条、第28条及び第33条を除く。)並びに令第4条、令第12条及び令第35条第2項から第4項までの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第40条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市道とする計画がある場合において、当該部分を当該市道とすることにより道路の区分(令第3条第2項に規定する区分に限る。)が変更されることとなるときは、第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項、第5項及び第7項、第8条第1項、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条、第34条並びに令第3条第4項及び第5項、令第4条並びに令第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う

場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項（車線の左側に設ける路肩に限る。）、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

（自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路）

第42条 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の幅員は、規則で定める。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、規則で定める幅員の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第39条第4項で定める建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第40条まで及び前条第1項（自転車歩行者専用道路にあっては、第13条を除く。）並びに令第4条、令第12条及び令第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第43条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、規則で定める。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第40条第3項で定める建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第3条から第12条まで、第14条から第40条まで及び第41条第1項並びに令第4条、令第12条及び令第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

## 第7章 道路標識

### (道路標識の寸法)

第44条 市が管理する県道又は市道に設ける道路の案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(これらの道路標識の柱の部分を除く。)の寸法に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。